

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0012
(ふりがな) とうきょうとちよだくまるのうち
住 所 東京都千代田区丸の内1-8-1
(ふりがな) ジェイコムグループ^{だいひょう}代表
氏 名 かぶしがいしゃ
株式会社ジュピターテレコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう もりいずみ ともゆき
代表取締役社長 森泉 知行

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

本意見書に関する連絡先
株式会社ジュピターテレコム
電話番号
電子メールアドレス

「光の道」構想の実現のためには多様なネットワークによる設備競争が不可欠です。

当社を含め既に自前設備を用いた設備ベースでの競争は多様なサービスを全国展開している状況にあります。

これまで総務省が進めてきたこのような設備競争を更に促進させることが「光の道」構想を実現する基本的な方法であり、この促進はサービスの多様化にも繋がります。

よって、前回の当社意見や他の設備事業者からの意見のとおり、設備競争とサービス競争のバランス、特に健全な設備ベースでの競争を阻害することの無いよう十分に留意いただくことをお願いいたします。

1. 接続料算定の在り方と乖離額調整制度について

当社や他設備事業者の意見のとおり、接続料の設定は適正な需要予測と適切な原価に基づく公正な算定で行われることが大原則です。よって、差異発生を予測した考え方は通常必要ないと考えます。

需要予測はあくまで市場の実態を踏まえた上で、将来の変動要素を考慮しかつ主体の経営状態を加味して作成するものであり、意図的な要素を排除した透明性の確保が必要です。

なお、「光の道」構想を含んだ場合は、無線やケーブルテレビの多様なネットワークを評価することが必要です。

また、原価の算定にあたっては、需要予測に加え、光ファイバの耐用年数、既存サービスとの原価配分比率など、透明性を確保した適正な原価算定に基づくことが必要であり、このためにもNTT東西の機能分離を確実に実行し、更なる算定の峻別化を行うことを要望いたします。

なお、乖離額調整制度については、設定する場合は設備競争の否定、更にはお客さま料金の変動による市場の混乱の可能性があるため慎重な検討が必要と考えます。

2. 「分岐単位接続料」の設定について

主体であるNTT東西を含め多くの事業者から課題が提示されており、当社意見のとおり時期尚早と考えます。よって、総務省でオープンな検討機関を設け、十分な検討を行い、本当に、低廉な価格でお客様に提供できるのか？本当に、高品質で多様なサービスをお客様に提供できるのか？を最終的な判断基準として行っていただくようお願いいたします。

3. その他

地域のADSL事業者からも意見がありましたが、ルーラルのデジタルデバイド問題は地域のケーブルテレビ事業者が抱える問題と多くは類似するものと考えます。1事業者の接続料の次元ではなく、ユニバーサルアクセスの在り方や、更には地域の活性化を含めた問題として検討することを要望いたします。

以上